

青森県報

号外第六号

平成二十四年
二月二十日
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示	(事務局)	一
東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示	(同)	一
東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示	(同)	一
西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示	(同)	一
西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示	(同)	一
西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示	(同)	一

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあっては百六十キロワット以下
- 2 五トン以上十トン未満の動力船にあっては百二十キロワット以下
- 3 五トン未満の動力船にあっては九十キロワット以下
- なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。
- また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年二月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年二月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 区域 青森県東部海区海域
- 2 期間 平成二十四年六月一日から平成二十五年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別記「平成二十四年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取

1

「摘要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

- 1 承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行つこと。

- 2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 4 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
- 5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸いか釣漁業協議会）を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

平成二十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで

平成二十四年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

- 1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。
- 2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その上、提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

- 4 申請に当たっては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。
また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十四年四月三十日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸いか釣漁業協議会）を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

書換交付の申請書は、第五号様式によるほか、その手続については一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第六号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については一から三までの規定を準用する。

第1号様式

平成24年度いかつり漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

私は、平成24年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領に基づき下記のとおり申請します。

承認番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	根拠地港(陸揚港)	前年度認可番号	申 請 者	船団備考
				主 徒				

第2号様式

いかつり漁業集魚灯設備明細書

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

申請者 住所 氏名

私がいかつり漁業の承認申請をした丸(漁船登録番号

- 総トン数 トナ)に係る集魚灯の設備は下記のとおりです。

記

区分	製作所及び型	消費電力 kW	数量 個	消費電力の計 kW
(白熱灯)				

(放電灯)

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

合計

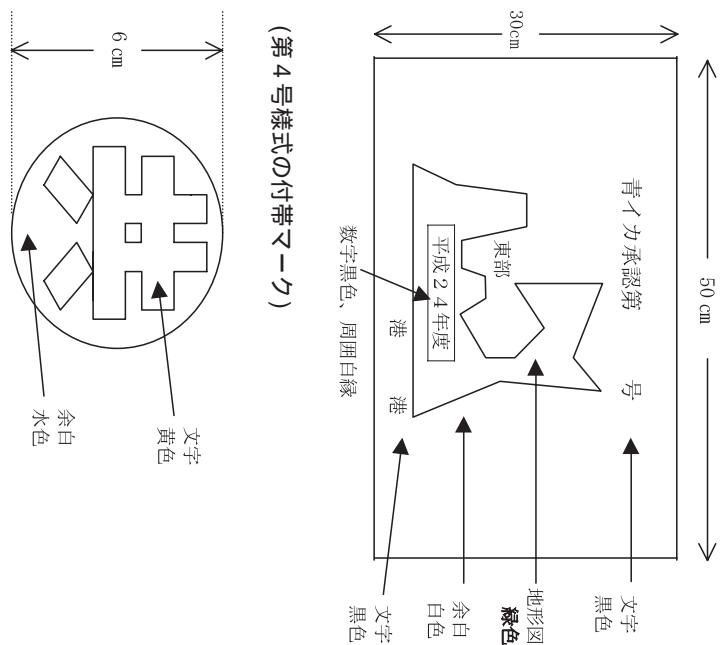
- 注1 作業灯を除く。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式

いかつり漁業操業承認証	
住 所	氏名又は名称
承 認 番 号	青東海調認いかつり第 号
操 業 区 域	青森県東部海区管内沖合海域
操 業 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根 拠 地 港	主 港 従 港
船 名	
漁船登録番号	—
船 總 ト ン 数	トン
推進機関の種類及び馬力数	馬力
制限又は条件 • むつ小川原港の港域においては操業してはならない。 • 集魚灯の合計光力は90キロワット以下とする。 • 海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。	
平成 年 月 日	青森県東部海区漁業調整委員会長 <input type="checkbox"/>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式



注 西部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「西部」の右に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式

いかつり漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名
(印)

いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号 青東海調認いかつり第 号
 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
 3 書換えしようととする事項

現在の承認内容	書換えようととする内容
---------	-------------

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名
(印)

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号 青東海調認いかつり第 号
 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
 3 亡失(き壊)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年一月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的とし、総トン数一トン以上（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン以上）五トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「自家用釣餌用いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域

青森県東部海区海域
ただし、下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。

2 期間 平成二十四年六月一日から平成二十五年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶」として、別記「平成二十四年度青森県東部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 採捕したスルメイカは陸揚げしてはならない。
- 2 手釣、竿釣以外の漁法で操業してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いかつり漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。
- 2 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

六 指示の有効期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の青森県庁内）に提出すること。
2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出すること。

- 3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。なお、申請に当たっては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）を添付すること。
- 4 申請書の提出期限は、平成二十四年四月二十日までとする。

二 承認等の通知

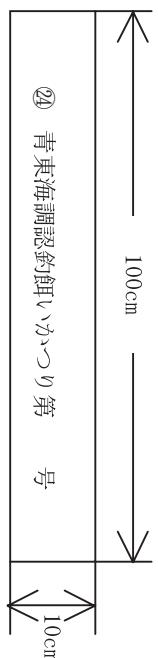
委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を委員会事務局又は所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。
また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交

第2号様式

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証



住 所
氏名又は名称

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿
平成 年 月 日
住所
(印)

承 認 番 号	青東海調認釣餌いかつり第 号
操 業 区 域	青森県東部海区管内沖合海域。ただし、下北郡尻屋崎灯台を中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。
操 業 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
所 属 港	港

船 名	
漁船登録番号	—
船 総 ト ン 数	トン
推進機関の種類及び馬力数	馬力

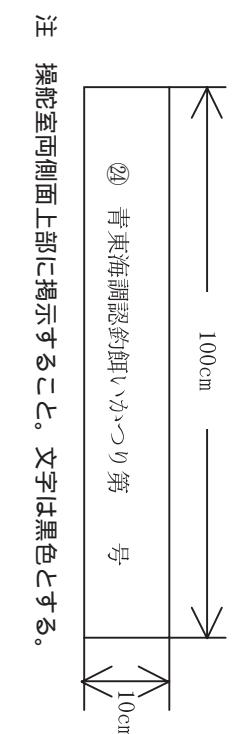
- ・採捕したスルメイカは陸揚げしてはならない。
- ・手釣、竿釣以外の漁法で操業してはならない。
- ・集魚灯の合計光力は90キロワット以下とする。
- ・海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 [印]

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式



第4号様式

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の書換交付申請書

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿
平成 年 月 日
住所
(印)

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号	青東海調認釣餌いかつり第 号
2 承 認 年 月 日	平成 年 月 日
3 書換えしようとする事項	

現 在 の 承 認 内 容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

平成二十四年一月三十日

住所 〒 青森県西端海区漁業調整委員会
余 岩 前 田 廣 四

(印)

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号 青東海調認釣餌いかつり第 号
2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

一 集魚灯の仰詰光力

集魚灯の仰詰光力は、次のとおりです。

- 1 十メートル＝十メートル未満の動力船にねじ付六十分口ワット
2 五メートル以上十メートル未満の動力船にねじ付せん二十分口ワット
3 五メートル未満の動力船にねじ付せん二十キロワット

なお、船舶取扱い規則(以下「船規」といいます)第十九条第一項の規定による漁灯を用いた作業灯に付いては、集魚灯の仰詰光力を含めなさいとあります。

また、集魚灯とは、海上における、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもつて使用されるものと定義されています。投光器又は探照灯であつても集魚時に使用される場合は、その旨を記入せねばなりません。

一 水中灯の使用禁止

水中灯ねじ付、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止します。

二 対象となる漁業

三十メートル未満の動力船によつて、スルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

四 押印の有効期間

平成二十四年四月一日から平成二十四年四月三十日まで

青森県西端海区漁業調整委員会第1回

青森県西端海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第1156号)第六十七条第一項の規定によつて、次のとおり掲示します。

平成二十四年一月三十日

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を曾もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県西部海区海域**2 期間** 平成二十四年六月一日から平成二十五年一月三十一日まで**二 承認の申請**

船舶ごとに、別記「平成二十四年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者**2 委員会が事情やむを得ないと認めた者****四 承認を受けた者の遵守事項**

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行つこと。
- 2 操業に当たつては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 4 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。
- 5 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間**平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで****平成二十四年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領****一 申請書の提出**

操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請に当たつては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。

また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十四年四月二十日までとする。

ただし、委員会が事情やむを得ないと認めた者は、この限りではない。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

書換交付の申請書せ、第六回様式ものせか、又の申請にてござ、ハヨリ様式

の規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を失ひ、又はも壊したときは、第六回様式もつ、證やかに承認証取扱
付申請書を提出しなければならない。又の申請にてござ、ハヨリ様式を再
用する。

第1号様式

平成24年度いかつり漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

私達は、平成24年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領に基づき下
記のとおり申請します。

承認 番号	船名	漁船 登録 番号	総トン 数	推進機関 の種類及 び馬力数	開港地 (陸揚港)	前年度 承認番 号	申 請 者	船団 備 考

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第2号様式

いかつり漁業集魚灯設備明細書

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

申請者 住所
氏名住 所
氏名又は名称

私がいかつり漁業の承認申請をした

丸(漁船登録番号
トントン)に係る集魚灯の設備は下記のとおりです。

記

区分	製作所及び型	消費電力	数 量	消費電力の計
(白熱灯)		kW	個	kW

操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根拠地港	主 港 徒 港
船	船名 漁船登録番号
船	総トン数
船	推進機関の種類及び馬力数
(放電灯)	<ul style="list-style-type: none"> ・めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。 ・集魚灯の合計光力は90キロワット以下とする。 ・海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。
	平成 年 月 日
	青森県西部海区漁業調整委員会長 団
合計	

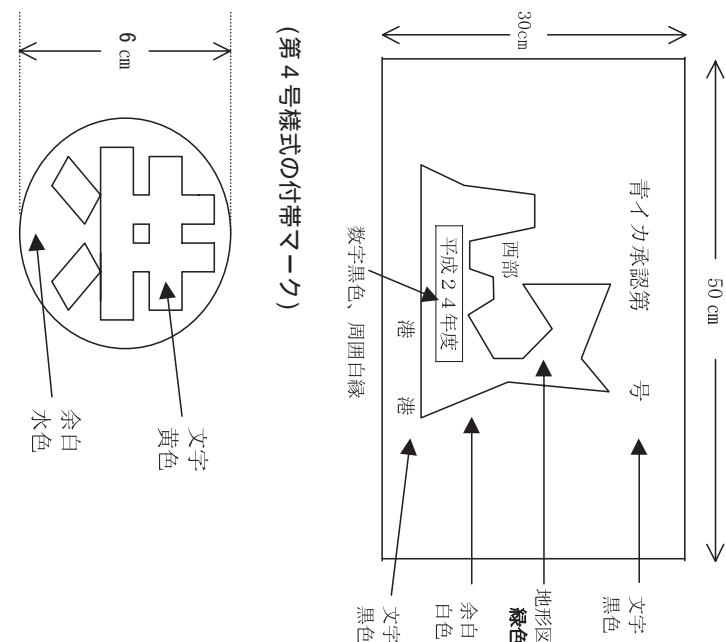
第3号様式

いかつり漁業操業承認証

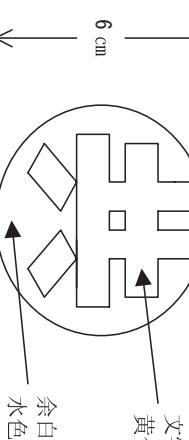
青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

申請者 住所
氏名住 所
氏名又は名称

第4号様式



(第4号様式の付帯マーク)



注 東部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「東部」の右に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

平成 年 月 日

住所 氏名
記

(印)

いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 承 認 番 号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現 在 の 承 認 内 容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

印

住所 氏名

青森市十日町一丁目一十五番

青森県西部海区漁業調整委員会

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

一 操業の承認

- 1 承 認 番 号 青西海調認いかつり第 号
 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
 3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

ただび、青森県東津軽郡龍飛崎灯台廿三呎北海道松前郡口神雪灯台廿三呎北
 線(以下「龍飛白神線」といへ。)以東の海域において、総ての数一ノヘ未満
 船(昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合(以下「四メ
 ツ」の場所)ヒコハ)セ一・田〇ノヘ未満船)によるいつのうち田釣餌田につつ漁業を
 行む者、」の略でな。

1 区域 青森県西部海区海域

ただび、越國船を除く。

- 2 期間 平成二十一年六月一日至平成二十一年六月三十日

二 承認の申請

船船(以下「別記「平成二十一年度青森県西部海区田釣餌田につつ漁業操
 業承認事務取扱要領」によるつるふみ申請するもの)によれば、

三 承認の対象者

- 1)の漁業の承認の対象者は次のとおりである。
 1 外ヶ浜町、今治町、舟泊町、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町及び深浦町に住
 す者
- 2 案員会が事情やむを得ないことを認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。

2 自動いかつり機の台数は、四台以内とする。ただし、龍飛白神線以東においては、これを使用してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

5 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

6 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いかつり漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 総トン数一トン未満船（旧トントンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。**六 指示の有効期間**

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

平成二十四年度青森県西部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱領

一 申請書の提出**1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局（青森県青森**

市長島一丁目一の青森県内）に提出する」と。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。なお、申請に当たっては、漁船原簿謄本及び代表者選定期（共同経営の場合に限る。）を添付すること。

4 申請書の提出期限は、平成二十四年四月二十日までとする。

ただし、委員会が事情やむを得ないと認めた者は、この限りではない。

二 承認等の通知**四 承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第二号様式のとおりとする。****三 承認の交付**

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を委員会事務局又は所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交付する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第二号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続については一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については一から三までの規定を準用する。

平成24年度自家用釣餌用いかつり漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

私達は、平成24年度青森県西部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱要領に基づき下記のとおり申請します。

承認番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所属港	前年度承認番号	申請者住所	請氏名	印	備考	漁協

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 横長とする。

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証

住所
氏名又は名称

承認番号	青西海調認釣餌いかつり第 号
------	----------------

操業区域 青森県西部海区管内沖合海域。ただし、陸奥湾を除く。

操業期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

所属港 港

船名	——
漁船登録番号	——
総トン数	トン

推進機関の種類及び馬力数	馬力
--------------	----

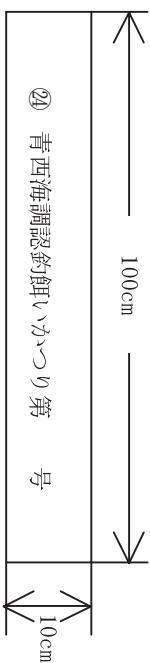
- 制限又は条件
- ・採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。
 - ・自動いかつり機の設置は4台以内としなければならない。
 - ・ただし、龍飛白神線以東においては、これを使用してはならない。
 - ・めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
 - ・夜間操業をしてはならない。(対象船のみ)

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 団

- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第3号様式



注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。

第4号様式

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

㊞

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申
請します。

記

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 承 認 番 号 | 青西海調認釣餌いかつり第 号 |
| 2 承 認 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 3 亡失(き損)の理由 | |

3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所 氏名

㊞

自家用釣餌用いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申
請します。

記

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 承 認 番 号 | 青西海調認釣餌いかつり第 号 |
| 2 承 認 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 3 亡失(き損)の理由 | |

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間町 印刷株式会社 第三人 人会社)

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行